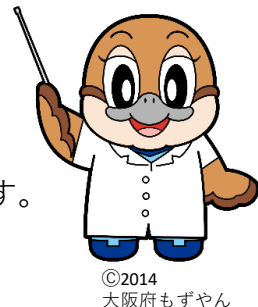


「新型コロナ」陽性の方、ご家族の方へ ～速やかなご退院にご協力ください～

- 国内外の知見によると、人工呼吸器や体外式心肺補助（ECMO）による治療を必要としなかった患者については、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染症患者の感染性は急激に低下し、PCR検査で検出された場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。
- **退院のための陰性確認検査は求められていません。**
退院基準を満たした後は、速やかなご退院にご協力ください。
ただし、引き続き基礎疾患等の治療や療養が必要な方は、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病院から一般の医療機関への転院となります。
- 念のため退院後4週間は、ご自身で健康管理（毎日の体温測定など）を行ってください。



新型コロナウイルス感染症患者の退院（隔離解除）基準

【人工呼吸器等(※1)による治療を行わず、発症日から7日間経過時点で…】

A.退院し自宅療養等をしている場合

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(※2)後24時間経過した場合

B.現に入院している場合(※3)

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

【C.人工呼吸器等による治療を行った場合】

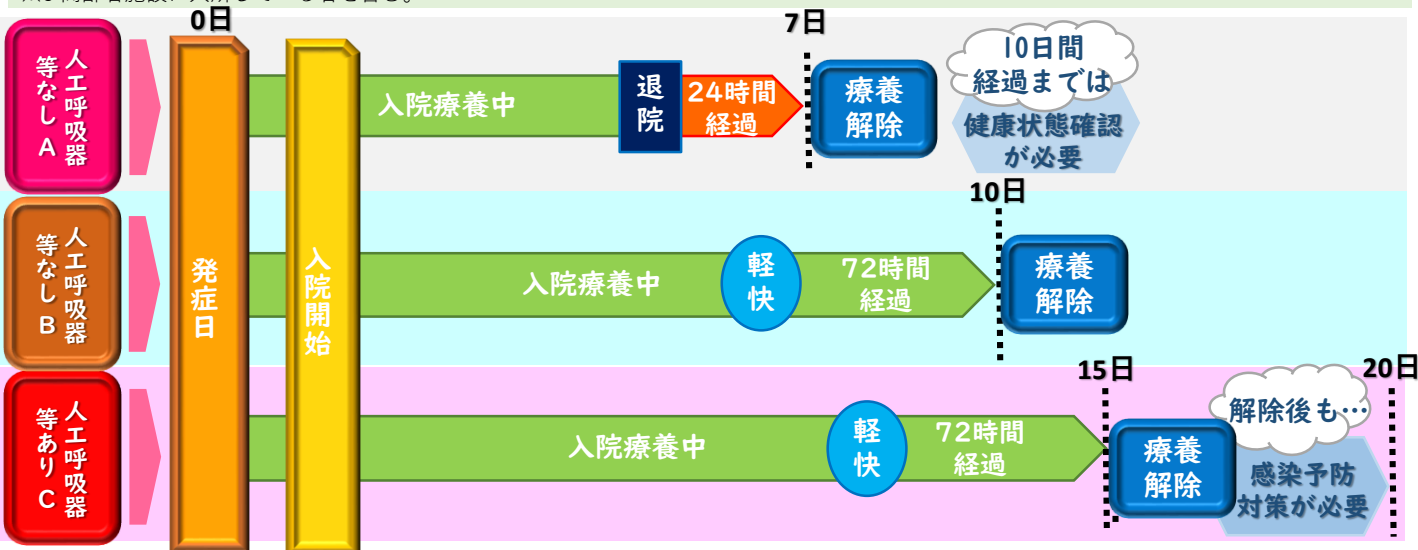
発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

ただし、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする

※1 人工呼吸器等とは、人工呼吸器又は体外式心肺補助（ECMO）のことをいいます。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。

※3 高齢者施設に入所している者を含む。



○上記基準は、発症後、退院等までの最短日数を示しています。ただし、症状軽快後、72時間を経過してからの退院となります。

○核酸増幅法又は抗原定量検査において連続して2回の「陰性」が確認された場合に、上記で示す期間より早く退院等となることがあります。

○ただし、発症日から上記で示す期間を満たした以降も、感染性を維持している可能性がある患者（重度免疫不全者等）の場合には、地域の専門医との相談も考慮してください。

○上記基準を満たす前に、再度症状が出た場合は、退院等までの期間が延長となります。

○大阪府では退院基準を満たしても、引き続き基礎疾患の治療や療養が必要な方のために転院先となる受入病院を確保し、新型コロナ患者受入病院に情報提供しております。転院のご相談については、現在入院されている病院にお気軽にご相談ください。